

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧															
6	総則	総則															
	第4節 地震被害想定	第4節 地震被害想定															
	第2 想定条件	第2 想定条件															
	想定地震の一覧	想定地震の一覧															
	<table><tr><th>地震のタイプ</th><th>想定地震</th><th>マグニチュード</th><th>説明</th></tr><tr><td>活断層型</td><td>関東平野北西縁断層帯地震</td><td>8. 1</td><td>深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（<u>深谷断層帯</u>）：ほぼ0%～<u>0.1</u>%</td></tr></table>	地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明	活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（ <u>深谷断層帯</u> ）：ほぼ0%～ <u>0.1</u> %	<table><tr><th>地震のタイプ</th><th>想定地震</th><th>マグニチュード</th><th>説明</th></tr><tr><td>活断層型</td><td>関東平野北西縁断層帯地震</td><td>8. 1</td><td>深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～<u>0.008</u>%</td></tr></table>	地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明	活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1
地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明														
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率（ <u>深谷断層帯</u> ）：ほぼ0%～ <u>0.1</u> %														
地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明														
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一带の断層として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～ <u>0.008</u> %														
	第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱															
	第6 指定公共機関	第6 指定公共機関															

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
14	(略) 1 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ (1) 電気通信設備の整備に関すること。 (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。 2 KDDI株式会社 <u>(1) 電気通信設備の整備に関すること。</u> <u>(2) 災害時における重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u> 風水害・事故災害等対策編 第1章 災害予防計画 第1節 防災組織整備計画 第4 自主防災組織の整備 大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。	(略) 1 東日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ (1) 電気通信設備の整備に関すること。 (2) 災害時における重要通信の確保に関すること。 (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。 2 KDDI株式会社 <u>(1) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。</u> 風水害・事故災害等対策編 第1章 災害予防計画 第1節 防災組織整備計画 第4 自主防災組織の整備 大規模な災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず町民による自主的な防災活動、すなわち町民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、町民が団結し組織的に行動することにより、より大きな効果が期待できる。

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
22	このため、地域に密着した自主防災組織の結成及び組織率の向上を促進する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、<u>ジェンダー主流化</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。	このため、地域に密着した自主防災組織の結成及び組織率の向上を促進する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、<u>男女共同参画</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。
	第3節 防災教育計画	第3節 防災教育計画
	第2 一般町民に対する防災教育	第2 一般町民に対する防災教育
	2 普及啓発の方法	2 普及啓発の方法
	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 講演会・研修会の実施	(2) 講演会・研修会の実施
29	町は、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。また、<u>ジェンダー主流化</u>の視点からの防災対策についても講演会・研修会を開催する。	町は、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害体験者等を講師として招き、講演会・研修会を開催する。また、<u>男女共同参画</u>の視点からの防災対策についても講演会・研修会を開催する。
	(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
30	3 <u>家庭内の三つの取組の普及</u> <u>町民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。</u> <u>(1) 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをし</u> <u>て家具類の転倒・落下・移動を防止する。</u> <u>(2) 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段で</u>	3 <u>家庭での防災力の向上</u> <u>町は、家庭内での備蓄の普及啓発に努める。特に飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」の導入を促す。</u> <u>また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行うよう啓発する。</u>

頁	新	旧
	<u>ある「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」をそれぞれ体験し、発災に備える。</u> <u>(3) 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。</u>	
	第4節 防災訓練計画 第1 町が実施する訓練 町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。	第4節 防災訓練計画 第1 町が実施する訓練 町は、町民を対象とする訓練に災害図上訓練や避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。
32	また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施に努める。	また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施に努める。
	第5節 防災活動拠点等整備計画 災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設	第5節 防災活動拠点等整備計画 災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、町本部を設

頁	新	旧
36	置する<u>小鹿野町役場</u>の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点の防災機能の向上を図る。 また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。 第1 防災活動拠点の整備 1 防災活動拠点の指定 町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。 また、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点施設及び設備を計画的に整備する。 町の防災活動拠点 ① 災害対策活動拠点 ⇒ 小鹿野町役場 ② 避難拠点 ⇒ 指定避難所、指定緊急避難場所 ③ 物資集積拠点 ⇒ <u>小鹿野文化センターホール、小鹿野総合センター1階、両神振興会館</u> ④ 物資輸送拠点 ⇒ 飛行場外離着陸場（旧小鹿野町立三田川中学校・秩父防災基地・秩父ミュージックパーク・両神（両神防災ヘリポート）） ⑤ 医療活動拠点 ⇒ 小鹿野中央病院 第7節 災害情報体制の整備計画 第1 通信施設の現況	置する<u>小鹿野庁舎</u>の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点の防災機能の向上を図る。 また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。 第1 防災活動拠点の整備 1 防災活動拠点の指定 町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。 また、地域の実情に応じて必要な広域的消防防災拠点施設及び設備を計画的に整備する。 町の防災活動拠点 ① 災害対策活動拠点 ⇒ 小鹿野町役場 ② 避難拠点 ⇒ 指定避難所、指定緊急避難場所 ③ 物資集積拠点 ⇒ <u>小鹿野中学校第一体育館、両神振興会館</u> ④ 物資輸送拠点 ⇒ 飛行場外離着陸場（旧小鹿野町立三田川中学校・秩父防災基地・秩父ミュージックパーク・両神（両神防災ヘリポート）） ⑤ 医療活動拠点 ⇒ 小鹿野中央病院 第7節 災害情報体制の整備計画 第1 通信施設の現況

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
42	町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。 4 インターネットメール（エリアメール、<u>おがの</u>安心・安全メール） 第3 情報収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 5 インターネットメール等の活用 (1)～(4) (略)	町が所有する通信施設の現況は、次のとおりである。 4 インターネットメール（エリアメール、<u>ちちぶ</u>安心・安全メール） 第3 情報収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 5 インターネットメール等の活用 (1)～(4) (略)
44	(5) <u>おがの</u>安心・安全メールの活用 「<u>おがの</u>安心・安全メール」により、緊急情報、防災行政無線情報等情報配信をしている。 <u>おがの</u>安心・安全メールは、文字による情報配信であることから、聴力障がい等要配慮者に対する情報伝達手段としても有効であることから、多くの町民に登録・活用してもらえよう広く周知啓発を行い、利用率の向上に努める。 第8節 避難予防対策計画 第1 避難計画の策定 2 避難行動要支援者の避難支援計画 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	(5) <u>ちちぶ</u>安心・安全メールの活用 <u>2013年8月から運用を開始した登録制メール</u>「<u>ちちぶ</u>安心・安全メール」により、緊急情報、防災行政無線情報等情報配信をしている。 <u>ちちぶ</u>安心・安全メールは、文字による情報配信であることから、聴力障がい等要配慮者に対する情報伝達手段としても有効であることから、多くの町民に登録・活用してもらえよう広く周知啓発を行い、利用率の向上に努める。 第8節 避難予防対策計画 第1 避難計画の策定 2 避難行動要支援者の避難支援計画 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

頁	新	旧
47	(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿や個別計画を策定するものとする。<u>(避難行動要支援者を含む要配慮者対策については、第9節「要配慮者安全確保計画」を準用する。)</u> <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿や個別計画を策定するものとする。
	第4 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 6 指定避難所における生活環境の確保 (1) (略) (2) 生活環境の確保 ア (略) イ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 ウ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備</u>、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 エ・オ (略)	第4 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 6 指定避難所における生活環境の確保 (1) (略) (2) 生活環境の確保 ア (略) イ 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 ウ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
50		

頁	新	旧
52	9 避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。	エ・オ （略） 9 避難所運営マニュアルの作成 町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、町民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。<u>なお、マニュアルには、避難所における感染症等の予防対策として、新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた避難所運営に関する内容についても記載することとする。</u>
59	第9節 要配慮者安全確保計画 第2 在宅の避難行動要支援者対策 9 個別避難計画の策定 町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、<u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して</u>避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。<u>作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う	第9節 要配慮者安全確保計画 第2 在宅の避難行動要支援者対策 9 個別避難計画の策定 町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

頁	新	旧
64	者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 第10節 物資及び資機材等の備蓄計画 第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備 2 食料の備蓄並びに調達体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 食料集積地の指定 町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、救援物資集積所に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平時から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。 なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。 資料編○救援物資集積所一覧 (P) 第13節 土砂災害予防計画 第1 土砂災害警戒区域	第10節 物資及び資機材等の備蓄計画 第2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備 2 食料の備蓄並びに調達体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 食料集積地の指定 町は、災害時に町内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、救助物資集積所に集積することとし、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平時から集積スペースの区分、物資の受入れ・仕分・搬出要員の指名など、必要な措置を行っておくものとする。 なお、当該施設の所在地、経路等をあらかじめ県に報告しておく。 資料編○救援物資集積所一覧 (P) 第13節 土砂災害予防計画 第1 土砂災害警戒区域

頁	新	旧
73	1 定義 土砂災害警戒区域とは、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。 平成 13 年 4 月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに、知事が指定した区域である。 土砂災害警戒区域におけるその発生原因となる土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊については、以下のとおりである。 （略） 3 土砂災害警戒区域の予防対策 (1)～(3) （略） (4) 土砂災害警戒区域における対策 （略） 町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警	1 定義 土砂災害警戒区域とは、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。 <u>従来の土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）を中心とした再調査結果を踏まえ、</u>平成 13 年 4 月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）ごとに、知事が指定した区域である。 土砂災害警戒区域におけるその発生原因となる土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊については、以下のとおりである。 （略） 3 土砂災害警戒区域の予防対策 (1)～(3) （略） (4) 土砂災害警戒区域における対策 （略） 町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
74	報の <u>発令及び</u> 伝達に関する事項	報の伝達に関する事項
	イ～カ (略)	イ～カ (略)
76	<u>(削除)</u>	<u>第3 土砂災害危険箇所</u> <u>1 定義</u> <u>土砂災害危険箇所とは、土砂災害が発生するおそれのある箇所のことを指し、国の調査要領・点検要領により県が調査、公表したもので、県内に4,219箇所が存在する。発生する自然現象により、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に分けられる。また、土砂災害危険箇所は、法に基づき指定される区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）とは異なり、調査結果を周知することにより、自主避難の判断や市町村が行う警戒避難体制の確立に資することを目的としている。</u> <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所については、以下のとおりである。</u> <u>(1) 土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、谷地形をなし、溪床勾配3度以上で、人家に被害の及ぼすおそれのある渓流及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいう。</u> <u>(2) 地すべり危険箇所とは、地すべりによる被害の発生するおそれがあり、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、</u>

頁	新	旧						
		<u>又は、活動が予測される区域である。</u> <u>(3) 急傾斜地崩壊危険箇所とは、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）により被害のおそれがあり、地表面が水平面に対して 30 度以上の角度をなし、その高さが 5 m 以上の急傾斜で、人家に被害を及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。</u> <u>2 現況</u> <u>町内では、土石流危険溪流が 111 箇所、地すべり危険箇所は 9 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は 330 箇所が存在する。</u> <u>土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所の一覧については、資料編による。</u> <table><tr><td><u>資料編○土石流危険溪流一覧</u></td><td><u>(P 29)</u></td></tr><tr><td><u>○地すべり危険箇所一覧</u></td><td><u>(P 31)</u></td></tr><tr><td><u>○急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u></td><td><u>(P 31)</u></td></tr></table> <u>3 土砂災害危険箇所の予防対策</u> <u>県は、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。</u>	<u>資料編○土石流危険溪流一覧</u>	<u>(P 29)</u>	<u>○地すべり危険箇所一覧</u>	<u>(P 31)</u>	<u>○急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P 31)</u>
<u>資料編○土石流危険溪流一覧</u>	<u>(P 29)</u>							
<u>○地すべり危険箇所一覧</u>	<u>(P 31)</u>							
<u>○急傾斜地崩壊危険箇所一覧</u>	<u>(P 31)</u>							

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
76	第 <u>3</u> 砂防指定地 (略)	第 <u>4</u> 砂防指定地 (略)
	第 <u>4</u> 地すべり防止区域 (略)	第 <u>5</u> 地すべり防止区域 (略)
77	第 <u>5</u> 急傾斜地崩壊危険区域 (略)	第 <u>6</u> 急傾斜地崩壊危険区域 (略)
78	第 <u>6</u> 山地災害危険地区 1～3 (略)	第 <u>7</u> 山地災害危険地区 1～3 (略)
79	<u>4 盛土による災害の予防対策</u> <u>危険が確認された盛土に対する是正指導</u> <u>町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去 命令等の是正指導を行う。</u>	<u>(新設)</u>
81	第 <u>7</u> 土砂災害警戒情報の伝達方法系統図 (略)	第 <u>8</u> 土砂災害警戒情報の伝達方法系統図 (略)
	第 <u>8</u> 土砂災害ハザードマップの作成等 (略)	第 <u>9</u> 土砂災害ハザードマップの作成等 (略)
82	第 <u>9</u> 大規模盛土造成地マップの作成・公表 (略)	第 <u>10</u> 大規模盛土造成地マップの作成・公表 (略)
	第14節 竜巻等突風予防対策	第14節 竜巻等突風予防対策

頁	新	旧
83	(略) 第1 現況 1 竜巻の発生状況 竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。 日本では、年平均で<u>約20</u>件（2007年～<u>2022</u>年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。 平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。 竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多く、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。また、地理的には関東平野や沿岸域が多い。 2 竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中<u>するが、数十キロメートルに達したこともある。</u> 第15節 火災予防計画	(略) 第1 現況 1 竜巻の発生状況 竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。 日本では、年平均で<u>23</u>件（2007年～<u>2017</u>年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。 平成25年9月2日の竜巻災害では、さいたま市・越谷市・松伏町が被災し、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻災害では、熊谷市・行田市・滑川町が被災した。また令和2年7月25日に発生した竜巻により三郷市が被災した。 竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多く、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。また、地理的には関東平野や沿岸域が多い。 2 竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中<u>し被害地域は帯状になる特徴がある。</u> 第15節 火災予防計画

頁	新	旧
90	第3 防災環境の整備 2 民間自衛防災組織等の育成強化 (1) (略) (2) 自主防災組織の育成 (略) また、研修の実施等による防災リーダーの育成、女性の責任者等の育成、<u>ジェンダー主流化</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。 (3)・(4) (略)	第3 防災環境の整備 2 民間自衛防災組織等の育成強化 (1) (略) (2) 自主防災組織の育成 (略) また、研修の実施等による防災リーダーの育成、女性の責任者等の育成、<u>男女共同参画</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。 (3)・(4) (略)
91	第16節 林野火災予防計画 第2 林野火災の予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 町は、県や林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の<u>映像</u>による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。	第16節 林野火災予防計画 第2 林野火災の予防対策 1 情報の収集・連絡体制の整備 町は、県や林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備し、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の<u>画像</u>による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。

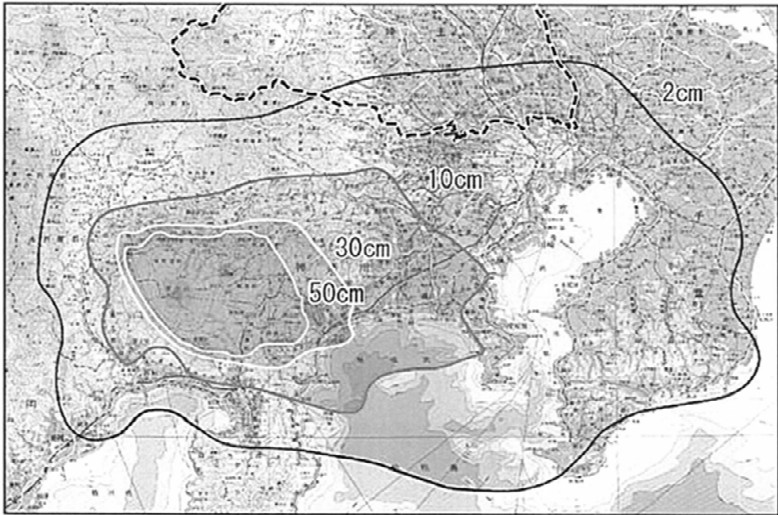
小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧
	林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保に努める。 なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。 第2 1 節 雪害予防計画 第3 予防・事前対策 1 町民が行う雪害対策 (1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。 なお、除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも	林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保に努める。 なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、風水害・事故災害等対策編第1章第7節「災害情報体制の整備計画」に準ずるものとする。 第2 1 節 雪害予防計画 第3 予防・事前対策 1 町民が行う雪害対策 (1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等(カーポート、ビニールハウス等)の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。 なお、除雪作業を行う際や児童の通学時、徒歩での通勤時には、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪や電線など頭上からの落雪にも

頁	新	旧
103	十分注意するものとする。 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は<u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着</u>、車内にスコップ、<u>砂</u>、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 町は、町民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。 イ (略) 3 雪害における応急対応力の強化 (1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 町は、防災用資機材等の確保と利用環境の整備を図るため、救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。<u>また、町は道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。</u>	十分注意するものとする。 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップ<u>やスクレーパー</u>、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 町は、町民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。 イ (略) 3 雪害における応急対応力の強化 (1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 町は、防災用資機材等の確保と利用環境の整備を図るため、救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。
104	5 孤立予防対策	5 孤立予防対策

頁	新	旧
105	(1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。 孤立のおそれがある地区 ・平成 26 年 2 月の大雪で孤立した地区 ・集落につながる道路等において迂回路がない ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い ・<u>土砂災害警戒区域等</u>が孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、<u>土砂災害発生時に、道路が被災した場合、</u>交通途絶の可能性が高い ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い 第 2 2 節 火山噴火降灰予防計画 埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相	(1)・(2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 孤立のおそれがある地区の状況把握 町は、過去の土砂災害・なだれ等の発生履歴等を参考に、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。 孤立のおそれがある地区 ・平成 26 年 2 月の大雪で孤立した地区 ・集落につながる道路等において迂回路がない ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れ及びなだれの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い ・<u>地すべり等土砂災害危険箇所</u>が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い ・架線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い 第 2 2 節 火山噴火降灰予防計画 埼玉県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相

頁	新	旧
109	模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。 富士山については、<u>中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により２～４cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では８～１６cm、北部の大部分及び秩父地域全体は０.５cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。</u> また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（１７８３年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。 これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである 第２ 被害想定 １ 富士山が噴火した場合 <u>中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和２年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により２～４cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では８～１６cm、</u>	模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。 富士山については、<u>富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（２００４年）や富士山火山広域防災検討会報告（２００５年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で２～１０cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm未満の降灰が予想されている。</u> また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明３年（１７８３年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。 これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである 第２ 被害想定 １ 富士山が噴火した場合 <u>最大で２～１０cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で２cm未満の降灰が予想されている。</u> <u>富士山火山防災マップ</u>

頁	新	旧
	<u>北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。</u>  <u>(出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋)</u> 第3 予防・事前対策 1 火山噴火に関する知識の普及 (1) 取組方針 町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。 噴火警報・予報、降灰予報	 <u>※出典：富士山火山防災協議会</u> 第3 予防・事前対策 1 火山噴火に関する知識の普及 (1) 取組方針 町は、火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。 噴火警報・予報、降灰予報

頁	新	旧								
113	(略) ○ 降灰予報 (略) 降灰予報で使用する降灰量階級表 <table><tr><th>降灰量階級</th><th>予想される降灰の厚さ</th></tr><tr><td>多量</td><td>1 mm 以上</td></tr><tr><td>やや少量</td><td>0.1mm 以上 1 mm 未満</td></tr><tr><td>少量</td><td>0.1mm 未満</td></tr></table> ○ 火山ガス予報 気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報 ○ 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 ①火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1 mm 以上	やや少量	0.1mm 以上 1 mm 未満	少量	0.1mm 未満	(略) ○ 降灰予報 (略) (新設) ○ 火山ガス予報 気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報 ○ 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。
降灰量階級	予想される降灰の厚さ									
多量	1 mm 以上									
やや少量	0.1mm 以上 1 mm 未満									
少量	0.1mm 未満									
114										

頁	新	旧
136	<u>②月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、</u> <u>毎月上旬に発表する。</u> <u>③噴火に関する火山観測報</u> <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時</u> <u>刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火</u> <u>山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する</u> 第2章 災害応急対策計画 第3節 応援協力要請計画 第4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 町は、町職員等だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や<u>ジェンダー主流化</u>担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。 (略) 第6 応援の受入れ 2 受入体制の確立	第2章 災害応急対策計画 第3節 応援協力要請計画 第4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請 町は、町職員等だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。 なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や<u>男女共同参画</u>担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。 (略) 第6 応援の受入れ 2 受入体制の確立

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧
140	町は、応援職員等が効率的に業務を行えるよう、業務内容、執務スペース又は作業場所、休憩又は宿泊場所その他業務に必要な受入体制を確立しておく。 また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。 第4節 自衛隊災害派遣要請計画 第3 派遣部隊の受入体制の確保 5 派遣部隊の受入れ 自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。 (1)・(2) (略) (3) 材料置場（野外の適当な広さ） <u>小鹿野町役場南側駐車場</u> (4)・(5) (略) 第6節 注意報及び警報伝達計画 第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等	町は、応援職員等が効率的に業務を行えるよう、業務内容、執務スペース又は作業場所、休憩又は宿泊場所その他業務に必要な受入体制を確立しておく。<u>この際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u> また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。 第4節 自衛隊災害派遣要請計画 第3 派遣部隊の受入体制の確保 5 派遣部隊の受入れ 自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して次の施設等を準備する。 (1)・(2) (略) (3) 材料置場（野外の適当な広さ） <u>小鹿野庁舎裏庭</u> (4)・(5) (略) 第6節 注意報及び警報伝達計画 第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

頁	新	旧
143	熊谷地方気象台が発表する気象特別警報・警報・注意報の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。 1 対象地域 熊谷地方気象台は、市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、<u>重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう</u>、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。 本町は、秩父地方（一次細分区域）に該当する。 (略) 2 種類及び発表基準 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。 また、土砂災害や<u>低い土地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている	熊谷地方気象台が発表する気象特別警報・警報・注意報の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。 1 対象地域 熊谷地方気象台は、市町村単位（二次細分区域）に区分して気象特別警報・警報・注意報を発表する。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。なお、天気予報は一次細分区域として県内を3つの地域に区分して発表する。 本町は、秩父地方（一次細分区域）に該当する。 (略) 2 種類及び発表基準 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。 また、土砂災害や<u>低地</u>の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている
143		

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
	場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。 3 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> <u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。</u> 4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、別表に掲げるとおりである。 3 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報 <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u> 4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

144

新

旧

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類について、次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要が<u>ある</u></u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難<u>する必要が<u>ある</u></u>とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が<u>危険な場所から避難する必要が<u>ある</u></u>とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が

キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類について、次のとおりである。

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が<u>必要</u>とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が<u>危険な場所から避難が必要</u>とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、雨が強まってきたときや、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新		旧	
145		高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意		高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：<u>重大な浸水害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で、</u>命の危険があり<u>、</u>直ちに安全確保がある<u>必要</u>とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況で、周囲の状況を確認し、各自の判断で屋内の浸水が及ばない階に移動することが必要 ・「警戒」（赤）：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとることが必要 ・「注意」（黄）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。ただし、各自の判断で、住宅の地下室から地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないように注意 ・「今後の情報等に留意」（無色）：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
	洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒		洪水キキクル （洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が<u>必要</u>とされる警戒レベル５に相当

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新		旧	
		レベル 5 に相当 ・「危険」(紫) : 危険な場所からの避難<u>する必要</u>が<u>ある</u>とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤) : 高齢者等が危険な場所から<u>避難する必要</u>が<u>ある</u>とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 ・「今後の情報等に留意」(水色) : 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意		・「危険」(紫) : 危険な場所からの避難が<u>必要</u>とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤) : 高齢者等が危険な場所から<u>の</u>避難が<u>必要</u>とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当 ・「今後の情報等に留意」(水色) : 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意
	流域雨量指数の予測値	<u>各河川</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（<u>大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度</u>）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。<u>流域内における雨量分布の実況と</u> 6 時間先までの予測（<u>解析雨量及び</u>降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）</u>の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの<u>雨量分布</u>の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
	6 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、		6 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、	

頁	新	旧
145	土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 <u>埼玉</u>県の雨量による発表基準は、1 時間 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。 7～11 (略)	土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 県の雨量による発表基準は、1 時間 100mm 以上の降水が観測又は解析されたときである。 7～11 (略)
146	<u>12 その他の情報</u> <u>その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症（特別）警戒アラートなどがある。</u> 第2 気象注意報・警報等の伝達 1 気象警報等の伝達 気象注意報・警報等の受領及び伝達系統 (略) 凡例 —— 気象業務法による伝達又は周知経路（義務） ----- 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務） - - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路	<u>(新設)</u> 第2 気象注意報・警報等の伝達 1 気象警報等の伝達 気象注意報・警報等の受領及び伝達系統 (略) 凡例 —— 気象業務法による伝達又は周知経路（義務） ----- 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務） - - - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられる伝達経路

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
147	—— 地域防災計画、行政協定等による伝達経路 ■ 気象業務法施行令第8条第1号、<u>第3号及び第9条</u>の規定に基づく法定伝達先	—— 地域防災計画、行政協定等による伝達経路 ■ 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
149	別表 (<u>令和6年5月23日</u>現在) 発表官署 熊谷地方気象台 (略) 【警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の解説】 (1)～(10) (略)	別表 (<u>令和4年5月26日</u>現在) 発表官署 熊谷地方気象台 (略) 【警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の解説】 (1)～(10) (略)
150	<u>(削除)</u>	<u>(11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u>
	第7節 災害情報通信計画 第1 災害情報計画 1 風水害時に収集すべき情報	第7節 災害情報通信計画 第1 災害情報計画 1 風水害時に収集すべき情報

頁

新

旧

151

(1) 警戒体制時の活動

災害情報については総務課長が総括し、被害報告の正確を期するため、地域別に情報の収集及び報告に関する地区調査員を定めて、その任に当たらせる。警戒段階で収集すべき情報は、次のとおりである。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報内容	収集時期	収集源
①警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・テレビ、ラジオ
②雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織
③危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害警戒区域等にお	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織

(1) 警戒体制時の活動

災害情報については総務課長が総括し、被害報告の正確を期するため、地域別に情報の収集及び報告に関する地区調査員を定めて、その任に当たらせる。警戒段階で収集すべき情報は、次のとおりである。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報内容	収集時期	収集源
①警報・注意報気象情報	○予測される雨量等 ○警戒すべき災害事項	発表後、即時	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・テレビ、ラジオ
②雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関からのFAX等 ・消防団員 ・自治組織
③危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等にお	随時	・地区調査員 ・消防団員 ・自治組織

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新				旧			
		る発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象				る発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象		
	④町民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ○自主避難の状況	避難所受入れの後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織	④町民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ○自主避難の状況	避難所受入れの後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防署・警察署 ・自治組織
	第8節 災害広報計画 第2 町民への広報活動 4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝				第8節 災害広報計画 第2 町民への広報活動 4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝			

頁	新	旧
163	えることができる「<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>」、「<u>災害用伝言板(web171)</u>」及び各携帯事業者の「<u>災害用伝言板</u>」を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。	えることができる「<u>災害用伝言ダイヤル</u>」、「<u>災害用伝言板</u>」を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。
	第9節 土砂災害防止計画	第9節 土砂災害防止計画
	第1 土砂災害防止計画	第1 土砂災害防止計画
	1 土砂災害警戒情報	1 土砂災害警戒情報
165	土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長が避難指示の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。 町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされるのは、警戒レベル4に相当する。 (略)	土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長が避難指示の発令や町民の自主避難の判断を支援するため、警戒を呼び掛ける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。 町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされるのは、警戒レベル4に相当する。 (略)
	2 情報の収集・伝達	2 情報の収集・伝達
	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
	(4) 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管	(4) 町は、土砂災害警戒区域を含む自治会長や要配慮者施設管

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
166	理者等に対し、土砂災害警戒情報等が<u>発表</u>された場合、町及び県で把握している時間雨量と累加雨量等の情報を F A X、電話等により伝達する。 4 二次災害の防止 町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、<u>土砂災害警戒区域等</u>の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 (6) (略) 第 1 0 節 竜巻等突風応急対策 第 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 (略) 市町村単位での情報の付加に係る参考 (埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告 (平成 24 年 8 月 15 日)) (C) 小鹿野町において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度	理者等に対し、土砂災害警戒情報等が<u>発令</u>された場合、町及び県で把握している時間雨量と累加雨量等の情報を F A X、電話等により伝達する。 4 二次災害の防止 町は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。 (1)～(4) (略) (5) 町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や町民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 (6) (略) 第 1 0 節 竜巻等突風応急対策 第 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 (略) 市町村単位での情報の付加に係る参考 (埼玉県竜巻等突風対策局長級会議報告 (平成 24 年 8 月 15 日)) (C) 小鹿野町において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
168	ナウキャストで発生確度 2 の範囲に入ったときにおける対応 (情報伝達) ○町内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度 2 の範囲に入った場合に、町民に対して防災行政無線や登録型防災メール(おがの安心・安全メール)等を用いて情報伝達を行う。	ナウキャストで発生確度 2 の範囲に入ったときにおける対応 (情報伝達) ○町内において、気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで本町が発生確度 2 の範囲に入った場合に、町民に対して防災行政無線や登録型防災メール(ちちぶ安心・安全メール)等を用いて情報伝達を行う。
169	(D) 小鹿野町において竜巻が発生したときにおける対応 (情報伝達) ○町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール(おがの安心・安全メール)等を用いて町民へ情報伝達を行う。	(D) 小鹿野町において竜巻が発生したときにおける対応 (情報伝達) ○町内及び周辺において竜巻の発生したことを本町が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール(ちちぶ安心・安全メール)等を用いて町民へ情報伝達を行う。
	第 1 1 節 交通対策計画 第 3 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の要件 (1) 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。	第 1 1 節 交通対策計画 第 3 緊急通行車両の確認 1 緊急通行車両の要件 (1) 緊急通行車両 緊急通行車両は、災害応急対策のために使用する車両のうち、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧																		
171	ア～オ (略) カ <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び</u> <u>公衆衛生に関するもの</u> キ～ケ (略) 第12節 災害救助法適用計画 第4 救助法による救助の種類と実施者	ア～オ (略) カ <u>清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの</u> キ～ケ (略) 第12節 災害救助法適用計画 第4 救助法による救助の種類と実施者																		
175	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>被災した住宅の応急修理</u> <u>(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u></td><td><u>10日以内</u></td><td><u>町</u></td></tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 <u>(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u></td><td>3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了</td><td>町</td></tr> </tbody> </table> 第13節 避難計画 第6 避難所の管理運営 3 避難所の運営	救助の種類	実施期間	実施者区分	<u>被災した住宅の応急修理</u> <u>(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u>	<u>10日以内</u>	<u>町</u>	被災した住宅の応急修理 <u>(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u>	3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td><td><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理</td><td>3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了</td><td>町</td></tr> </tbody> </table> 第13節 避難計画 第6 避難所の管理運営 3 避難所の運営	救助の種類	実施期間	実施者区分	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	被災した住宅の応急修理	3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	町
救助の種類	実施期間	実施者区分																		
<u>被災した住宅の応急修理</u> <u>(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u>	<u>10日以内</u>	<u>町</u>																		
被災した住宅の応急修理 <u>(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u>	3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	町																		
救助の種類	実施期間	実施者区分																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
被災した住宅の応急修理	3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)に完了	町																		

頁	新	旧
183	避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。男女双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 <u>また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u> 5 要配慮者や女性、<u>性的マイノリティ</u>への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。	避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。男女双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。 避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 5 要配慮者や女性、<u>性的少数者</u>への配慮 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を開設当初から設置するように努める。

頁	新	旧
184	男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては<u>ジェンダー主流化</u>推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、LGBTQなど<u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング (<u>性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと</u>) をしないよう注意を要する。	男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては<u>男女共同参画</u>推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、LGBTQなど<u>性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング (<u>性的指向等を本人の同意を得ずに他者へ暴露すること</u>) をしないよう注意を要する。
185	10 避難所における感染症対策 感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」(埼玉県作成) 及び避難所運営マニュアルに沿った対策を講じるものとする。	10 避難所における<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策 <u>新型コロナウイルス</u>感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき町民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針 (<u>新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン</u>)」(令和2年5月埼玉県作成) 及び避難所運営マニュアルに沿った対策を講じるものと

頁	新	旧
196	第 1 7 節 飲料水・<u>生活用水</u>・食料・生活必需品の供給計画 災害時に町民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、<u>生活用水</u>、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。 また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。 第 1 飲料水の供給 (略)	する。 <u>特に、自宅療養者、感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）及びそれら以外の者について、それぞれの健康状態に合わせた避難場所又は避難スペースを確保すること、十分な避難スペースを確保するために指定避難所以外の臨時的な避難所を確保・開設すること、並びに避難者の健康管理や避難所において発生した発熱者への対応などの避難所における感染症対策を行うこと等に留意する。</u> 第 1 7 節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画 災害時に町民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。 また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。 第 1 飲料水の供給 (略)
197	<u>第 2 生活用水</u> <u>町は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸等の整備など、確保手段の多様化に努める。</u>	<u>(新設)</u>

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧
	<u>災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。</u>	
	第<u>3</u> 食料の供給 (略)	第<u>2</u> 食料の供給 (略)
199	第<u>4</u> 生活必需品等の供給 (略)	第<u>3</u> 生活必需品等の供給 (略)
200	第<u>5</u> 支援物資に係る業務を対応する人員の確保 (略)	第<u>4</u> 支援物資に係る業務を対応する人員の確保 (略)
	第<u>6</u> 救助法適用時の費用等 (略)	第<u>5</u> 救助法適用時の費用等 (略)
	第18節 応急住宅対策計画	第18節 応急住宅対策計画
	第1 応急仮設住宅の供給	第1 応急仮設住宅の供給
	1 用地の確保 応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。町は応急仮設住宅適地の基準に従い、次の場所を応急仮設住宅建設予定地としている。	1 用地の確保 応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。町は応急仮設住宅適地の基準に従い、次の場所を応急仮設住宅建設予定地としている。

頁	新	旧																		
201	—— 応急仮設住宅適地の基準 —— ① 飲料水が得やすい場所 ④ 住居地域と隔離していない場所 ② 保健衛生上適当な場所 ⑤ 浸水・土砂災害のおそれのない場所 ③ 交通の便を考慮した場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th><th>面 積</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下小鹿野運動場</td><td>16,333 m²</td><td>小鹿野町長</td></tr> <tr> <td>長若運動場</td><td>6,016 m²</td><td>小鹿野町長</td></tr> </tbody> </table> (略) 4 入居者の選定 町は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能とする。 <u>応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。</u> 第2 被災住宅の応急修理	場 所	面 積	管理者	下小鹿野運動場	16,333 m ²	小鹿野町長	長若運動場	6,016 m ²	小鹿野町長	—— 応急仮設住宅適地の基準 —— ① 飲料水が得やすい場所 ④ 住居地域と隔離していない場所 ② 保健衛生上適当な場所 ⑤ 浸水・土砂災害のおそれのない場所 ③ 交通の便を考慮した場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th><th>面 積</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下小鹿野運動場</td><td>12,468 m²</td><td>小鹿野町長</td></tr> <tr> <td>長若運動場</td><td>9,876 m²</td><td>小鹿野町長</td></tr> </tbody> </table> (略) 4 入居者の選定 町は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することは可能とする。 第2 被災住宅の応急修理	場 所	面 積	管理者	下小鹿野運動場	12,468 m ²	小鹿野町長	長若運動場	9,876 m ²	小鹿野町長
場 所	面 積	管理者																		
下小鹿野運動場	16,333 m ²	小鹿野町長																		
長若運動場	6,016 m ²	小鹿野町長																		
場 所	面 積	管理者																		
下小鹿野運動場	12,468 m ²	小鹿野町長																		
長若運動場	9,876 m ²	小鹿野町長																		
202	<u>町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受</u>																			

頁	新	旧
203	<u>け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。</u> <u>1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>町は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。</u> <u>(1) 修理の判断</u> <u>現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。</u> <u>(2) 修理の範囲</u> <u>屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分</u> <u>(3) 修理の期間</u> <u>災害発生の日から10日以内に完了する。</u> <u>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(1) 修理戸数の決定</u> 町は、被害状況、住家の被害認定（り災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。 <u>(2) 応急修理の実施基準</u>	<u>1 修理戸数の決定</u> 町は、被害状況、住家の被害認定（り災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定する。 <u>2 応急修理の実施基準</u>

頁	新	旧
	被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。 <u>ア</u> 修理対象者 災害により住宅が半焼又は半壊若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者、又は大規模半壊の被害を受けた者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度 <u>ウ</u> 修理の期間 <u>災害発生の日から３月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６月以内）に完了する。</u> <u>(3)</u> 応急修理の実施 町は、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。 <u>(4)</u> 県への報告 町は、応急修理した結果を県（都市整備部）に報告する。	被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。 <u>(1)</u> 修理対象者 災害により住宅が半焼又は半壊若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者、又は大規模半壊の被害を受けた者 <u>(2)</u> 修理の範囲 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度 <u>3</u> 応急修理の実施 町は、一般社団法人埼玉県建設業協会秩父支部等の協力により応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。 <u>4</u> 県への報告 町は、応急修理した結果を県（都市整備部）に報告する。

頁	新	旧
219	第3章 災害復旧復興対策計画 第2節 計画的な災害復興計画 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、<u>ジェンダー主流化</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。 (略) 第3 災害復興事業の実施 1 被災市街地復興特別措置法上の手続 町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。 2 災害復興事業の実施 (1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。 (2) 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。 <u>(3) 町は、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくり</u>	第3章 災害復旧復興対策計画 第2節 計画的な災害復興計画 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機にまちや地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、<u>男女共同参画</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。 (略) 第3 災害復興事業の実施 1 被災市街地復興特別措置法上の手続 町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。 2 災害復興事業の実施 (1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。 (2) 町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

頁	新	旧
220	<u>イメージトレーニングを実施する。</u> 第3節 生活再建等の支援計画 大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、<u>関係者が連携し、被災者の生活再建等のきめ細かな支援</u>を行い、町民生活の安定を講ずる。 なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。 (略) 第3 被災者への融資等 2 被災中小企業への融資 県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。 また、町は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。 (1) 県制度融資の貸付 【経営安定資金（災害復旧関連）】	第3節 生活再建等の支援計画 大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の<u>措置</u>を行い、町民生活の安定を講ずる。 なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。 (略) 第3 被災者への融資等 2 被災中小企業への融資 県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。 また、町は、中小企業関係団体と連携してこの特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。 (1) 県制度融資の貸付 【経営安定資金（災害復旧関連）】

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新			旧		
223	融資限度額	設備資金 <u>8,000</u> 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 <u>8,000</u> 万円		融資限度額	設備資金 <u>5,000</u> 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 <u>5,000</u> 万円 <u>（組合の場合 6,000 万円）</u>	
	<u>資金使途</u>	設備資金及び運転資金		<u>融資条件</u>	<u>使途</u>	設備資金及び運転資金
		貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 <u>10</u> 年以内		貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 <u>7</u> 年以内
		利率	大臣指定 年 1.0 <u>～</u> <u>1.2</u> % 以内（ <u>令和 5 年</u> <u>10 月</u> 時点） 知事指定 年 1.1 <u>～</u> <u>1.3</u> % 以内（ " ）		利率	大臣指定 年 1.0 % 以 内（ <u>令和 2 年度</u> 時点） 知事指定 年 1.1 % 以 内（ " ）
		担保	金融機関及び埼玉県 信用保証協会との協 議により定める		担保	金融機関及び埼玉県 信用保証協会との協 議により定める
		保証人	個人 原則として不 要 法人 原則として代 表者以外の連帯保証 人は不要		保証人	個人 原則として不 要 法人 原則として代 表者以外の連帯保証 人は不要
		信用保証	埼玉県信用保証協会 の信用保証を付する		信用保証	埼玉県信用保証協会 の信用保証を付する
	3 被災農林漁業関係者への融資等 【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】			3 被災農林漁業関係者への融資等 【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】		
224	貸付の相手	被害 <u>農林水産業者</u>		貸付の相手	被害 <u>農業者</u>	

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧
233	第7 被災者台帳の作成・り災証明書の発行 2 取組内容 (1), (2) (略) (3) 被災者台帳の作成 被災者台帳の記載（記録）内容 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・その他（内閣府令で定める事項） <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 第6章 事故災害等対策計画 第8節 雪害対策計画 第1 応急対策 1 応急活動体制の施行	第7 被災者台帳の作成・り災証明書の発行 2 取組内容 (1), (2) (略) (3) 被災者台帳の作成 被災者台帳の記載（記録）内容 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 ・その他（内閣府令で定める事項） 第6章 事故災害等対策計画 第8節 雪害対策計画 第1 応急対策 1 応急活動体制の施行

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
267	(1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 初動期の人員確保 町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員メール等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。 4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施 (1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ なだれ発生に伴う避難 町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難指示等を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 ウ、エ (略)	(1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ 初動期の人員確保 町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員メール等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。 4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施 (1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ なだれ発生に伴う避難 町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 ウ、エ (略)
270	(1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ なだれ発生に伴う避難 町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難指示等を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 ウ、エ (略)	(1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア (略) イ なだれ発生に伴う避難 町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。町民等がなだれにより被災したときは、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。 ウ、エ (略)

頁	新	旧												
272	第2 復旧対策 1 長期化する雪害への対応 (1) (略) (2) 役割 <table><tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td>・ なだれ対策の実施</td></tr><tr><td>町</td><td>・ なだれ対策の実施 ・ <u>農林水産業者</u>への支援</td></tr></table>	機関名等	役割	道路管理者	・ なだれ対策の実施	町	・ なだれ対策の実施 ・ <u>農林水産業者</u> への支援	第2 復旧対策 1 長期化する雪害への対応 (1) (略) (2) 役割 <table><tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr><tr><td>道路管理者</td><td>・ なだれ対策の実施</td></tr><tr><td>町</td><td>・ なだれ対策の実施 ・ <u>農業者</u>への支援</td></tr></table>	機関名等	役割	道路管理者	・ なだれ対策の実施	町	・ なだれ対策の実施 ・ <u>農業者</u> への支援
機関名等	役割													
道路管理者	・ なだれ対策の実施													
町	・ なだれ対策の実施 ・ <u>農林水産業者</u> への支援													
機関名等	役割													
道路管理者	・ なだれ対策の実施													
町	・ なだれ対策の実施 ・ <u>農業者</u> への支援													
273	第9節 火山噴火降灰対策計画 火山噴火の降灰による被害の軽減、実施すべき措置、<u>農林水産業者</u>への支援及び応援協力等、大規模な降灰に対応するための必要な事項を定めるものである。 第1 応急対策 2 情報の収集・伝達 (1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 降灰に関する情報の発信 (略) イ 降灰に関する被害情報の伝達 町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査	第9節 火山噴火降灰対策計画 火山噴火の降灰による被害の軽減、実施すべき措置、<u>農業者</u>への支援及び応援協力等、大規模な降灰に対応するための必要な事項を定めるものである。 第1 応急対策 2 情報の収集・伝達 (1), (2) (略) (3) 具体的な取組内容 ア 降灰に関する情報の発信 (略) イ 降灰に関する被害情報の伝達 町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査												

頁	新	旧
274	し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。 <u>町は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。</u> 【降灰調査項目】 ・降灰の有無・堆積の状況 ・時刻・降灰の強さ ・構成粒子の大きさ ・構成粒子の種類・特徴等 ・堆積物の採取 ・写真撮影 ・降灰量・降灰の厚さ ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 町は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。 町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（<u>緊急速報メール・エリアメール、LINE、Yahoo!防災速報</u>、データ放送など）も活用する。 （例） ○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さな	し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。 【降灰調査項目】 ・降灰の有無・堆積の状況 ・時刻・降灰の強さ ・構成粒子の大きさ ・構成粒子の種類・特徴等 ・堆積物の採取 ・写真撮影 ・降灰量・降灰の厚さ <u>・構成粒子の大きさ</u> ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 町は、降灰時にとるべき行動を、町民に発信する。 町民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（<u>緊急速報メール、ツイッター</u>、データ放送など）も活用する。 （例） ○外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。 ○家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さな

頁	新	旧
275	い。 ○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。 4 医療救護 風水害・事故災害等対策編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。 <u>火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念される</u>ため、対応が必要である。 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」を準用する。 <u>○大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書(令和2年)では、以下の被害が想定されている。</u> <u>・鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が</u>	い。 ○自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。 ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。 4 医療救護 風水害・事故災害等対策編第2章第15節「救急救助・医療救護計画」を準用する。 <u>現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。</u> 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 風水害・事故災害等対策編第2章第11節「交通対策計画」を準用する。 <u>他県の例では、下記の事例が報告されている。</u> <u>・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。</u> <u>雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。</u> <u>・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により</u>

頁	新	旧
	<u>地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。</u> <u>・道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。</u> <u>・物資：一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。</u> <u>・人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。</u> <u>・電力：降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの</u>	<u>取水ができなくなる。</u> <u>火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。</u> <u>・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。</u> 町は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

頁	新	旧
	<u>交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。</u> <u>・通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。</u> <u>降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。</u> <u>・上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。</u> <u>・下水道：降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。</u> <u>・建物：降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパ</u> <u>ン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるよ</u> <u>うな降灰重量がかかると損壊するものが発生する。</u>	

頁	新	旧
276	<u>5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。</u> <u>・健康被害：降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。</u> 町は、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。 6 <u>農林水産業者</u>への支援 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、町は県の支援の下、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。 <u>河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。</u>	6 <u>農業者</u>への支援 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、町は県の支援の下、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように<u>農業者</u>へ支援する。 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

頁	新	旧
	7 降灰の処理 (1) 取組方針 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。 <u>具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。</u> (2), (3) （略） <u>(削除)</u> <u>8</u> 物価の安定、物資の安定供給	7 降灰の処理 (1) 取組方針 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。 <u>町は、県と協力して火山灰の処分場所を事前に選定する。</u> (2), (3) （略） <u>8 広域一時滞在</u> <u>町は、県の要請に基づき、火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。</u> <u>その他、風水害・事故災害等対策編第4章第3節「応急対策」を準用する。</u> <u>9</u> 物価の安定、物資の安定供給

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧				
	(略)	(略)				
	震災対策編	震災対策編				
	第1章 震災予防計画	第1章 震災予防計画				
	第3節 震災に強い地域（社会）づくり計画	第3節 震災に強い地域（社会）づくり計画				
	(略)	(略)				
	第1 町民の役割	第1 町民の役割				
	町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。	町民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。				
284	<table><tr><td>平 時</td><td>⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル(171)など）</td></tr></table>	平 時	⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル(171)など）	<table><tr><td>平 時</td><td>⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）</td></tr></table>	平 時	⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
平 時	⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル(171)など）					
平 時	⑨ 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）					
	第2 自主防災組織等の充実強化	第2 自主防災組織等の充実強化				
	大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。	大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、町民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。				
285	このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自治会を単位とする自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏ま	このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自治会を単位とする自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた				

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
	えた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。	知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。
	第9節 災害情報体制の整備計画 (略)	第9節 災害情報体制の整備計画 (略)
	第1 (略)	第1 (略)
	第2 緊急速報メール・エリアメールの活用 携帯電話会社は、気象庁が配信する緊急地震速報を受信することが できる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者 に限定して配信している。	第2 緊急速報メール・エリアメールの活用 携帯電話会社は、気象庁が配信する緊急地震速報を受信すること ができる携帯電話向けサービスを提供し、対象エリアにいる利用者 に限定して配信している。
292	サービス内容としては、気象庁から配信された緊急地震速報 <u>(警 報)</u> を利用して最大震度5弱以上 <u>又は最大長周期地震動階級が3以 上</u> と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上 <u>又は長周期地震動 階級3以上</u>) の地域(全国を約200の地域に区分)の携帯電話に一 斉配信している。平成19年12月21日からサービスを拡充し、これ まで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公共 団体による災害情報や避難情報などの緊急情報をも配信している。	サービス内容としては、気象庁から配信された <u>一般向け</u> 緊急地震 速報を利用して最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ (震度4以上) の地域(全国を約200の地域に区分)の携帯電話に 一斉配信している。平成19年12月21日からサービスを拡充し、こ れまで配信対象としてきた気象庁の緊急地震速報に加えて、地方公 共団体による災害情報や避難情報などの緊急情報をも配信してい る。
	第14節 帰宅困難者対策	第14節 帰宅困難者対策
	第4 帰宅困難者等への普及啓発	第4 帰宅困難者等への普及啓発
295	2 <u>災害用伝言ダイヤル(171)</u> 等の利用周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの	2 <u>災害用伝言ダイヤル171</u> 等の利用周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新	旧
	電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>」、「<u>災害用伝言板(web171)</u>」及び各携帯事業者の「<u>災害用伝言板</u>」を開設するので、平時から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。	電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「<u>災害用伝言ダイヤル</u>」、「<u>災害用伝言板</u>」を開設するので、平時から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。
	第19節 ライフライン災害予防計画 第3 上水道施設の震災予防対策 秩父広域市町村圏組合水道局は、町内の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクトイル鋳鉄管に布設替える等、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。	第19節 ライフライン災害予防計画 第3 上水道施設の震災予防対策 秩父広域市町村圏組合水道局は、町内の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクトイル鋳鉄管に布設替える等、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。
302	第4 通信施設の震災予防対策 2 事業計画 電気通信事業者は、防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進める。また、平時から災害復旧用資材を確保しておき、町民等に「<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>」、「<u>災害用伝言板(web171)</u>」及び各携帯事業者の「<u>災害用伝言板</u>」の周知に努める。	第4 通信施設の震災予防対策 2 事業計画 電気通信事業者は、防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進める。また、平時から災害復旧用資材を確保しておき、町民等に「<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>」、「<u>災害用伝言板(web171)</u>」及び各携帯事業者の「<u>災害用伝言板</u>」の周知に努める。
303	(略)	(略)
	第2章 震災応急対策計画	第2章 震災応急対策計画

頁	新	旧
316	第7節 広報広聴計画 第2 町民への広報活動 4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる<u>「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」及び各携帯事業者の「災害用伝言板」</u>を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。 5 <u>緊急速報メール・エリアメール</u>等の活用方法の周知 <u>緊急速報メール・エリアメール</u>とは、災害発生時に、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスのことで、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。<u>緊急速報メール・エリアメール</u>の活用方法を町民に周知させるとともに、本町においても、大規模災害の情報や、それに伴う避難情報など、町民の安全にかかわる様々な情報提供体制整備を検討する。 また、町民の安全にかかわる様々な情報の提供については、ホームページへの掲載及び<u>LINE</u>などのソーシャルメディア等も活用するものとする。	第7節 広報広聴計画 第2 町民への広報活動 4 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知 災害発生時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモの電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる<u>「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」</u>を開設するので、活用方法を臨時広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、町民に周知させるものとする。 5 <u>緊急速報「エリアメール」</u>等の活用方法の周知 <u>緊急速報「エリアメール」</u>とは、災害発生時に、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる<u>(株)NTTドコモの</u>携帯電話向けサービスのことで、回線混雑の影響を受けずに受信することができる。エリアメールの活用方法を町民に周知させるとともに、本町においても、大規模災害の情報や、それに伴う避難情報など、町民の安全にかかわる様々な情報提供体制整備を検討する。 また、町民の安全にかかわる様々な情報の提供については、ホームページへの掲載及び<u>ツイッター</u>などのソーシャルメディア等も活用するものとする。

頁	新	旧												
	第2 4 節 帰宅困難者支援対策 (略) 第1 帰宅困難者への情報提供 1 帰宅困難者への情報提供 各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。 〈帰宅困難者に伝える情報例〉 ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等） ・帰宅に当たって注意すべき情報（交通不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td>情報の提供、広報</td><td>・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報	第2 4 節 帰宅困難者支援対策 (略) 第1 帰宅困難者への情報提供 1 帰宅困難者への情報提供 各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。 〈帰宅困難者に伝える情報例〉 ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等） ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等） ・帰宅に当たって注意すべき情報（交通不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等） ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等） <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td><td>情報の提供、広報</td><td>・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</td></tr> </tbody> </table>	実施機関	項目	対策内容	県	情報の提供、広報	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報
実施機関	項目	対策内容												
県	情報の提供、広報	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報												
実施機関	項目	対策内容												
県	情報の提供、広報	・ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報												

小鹿野町地域防災計画[本編] (最終案) 新旧対照表

頁	新			旧		
331			・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・<u>緊急速報メール・エリアメール</u>による発災直後の注意喚起			・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・<u>緊急速報エリアメール</u>による発災直後の注意喚起
	町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・<u>緊急速報メール・エリアメール</u>による情報提供	町	誘導	・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・<u>緊急速報エリアメール</u>による情報提供
	鉄道機関	情報の提供、 広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等	鉄道機関	情報の提供、 広報	・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
	東日本電信 電話(株)	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供	東日本電信 電話株式会社	安否確認手段の提供	・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供
	各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板	各携帯事業者	安否確認手段の提供	・災害用伝言板
	ラジオ、テレビ等放送・報	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、	ラジオ、テレビ等放送・報	情報の提供	・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、

頁	新	旧
336	道機関 交通関係の被害復旧、運行情報) 第25節 ライフライン災害対策計画 第4 電気通信設備応急対策 (東日本電信電話(株)) 2 応急措置 (1), (2) (略) (3) <u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる<u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>等を速やかに提供する。 4 災害時の広報 (1)～(3) (略) (4) <u>災害用伝言ダイヤル(171)</u>等を提供した場合、<u>トーキー案内</u>、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2節 具体的取組	道機関 交通関係の被害復旧、運行情報) 第25節 ライフライン災害対策計画 第4 電気通信設備応急対策 (東日本電信電話(株)) 2 応急措置 (1), (2) (略) (3) <u>災害伝言ダイヤル</u>の提供 地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる<u>災害伝言ダイヤル</u>等を速やかに提供する。 4 災害時の広報 (1)～(3) (略) (4) <u>災害伝言ダイヤル</u>等を提供した場合、<u>交換機よりの輻輳(回線や交換機の許容量を超えた渋滞現象)</u> <u>トーキー案内</u>、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。 第6章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第2節 具体的取組

頁	新	旧
340	第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 2 町民、企業等へのよびかけ 町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 （略） (1) 住民の防災対応 日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動や、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかける。 （例）・家具の固定状況の確認 ・非常用持ち出し袋の確認 ・避難場所や避難経路の確認 ・家族との安否確認方法の確認 ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない 等	第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 2 町民、企業等へのよびかけ 町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、町民に対して、<u>且頃からの</u>地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。 （略） (1) 住民の防災対応 日常生活を行いつつ、<u>且頃からの</u>地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動や、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかける。 （例）・家具の固定状況の確認 ・非常用持ち出し袋の確認 ・避難場所や避難経路の確認 ・家族との安否確認方法の確認 ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない 等

頁	新	旧
341	(2) 企業等の防災対応 地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続するよう呼びかける。 (例) ・ 安否確認手段の確認 ・ 什器の固定 ・ 落下防止対策の確認 ・ 食料や燃料等の備蓄の確認 ・ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・ 発災時の職員の役割分担の確認 等 <u>第7章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</u> <u>第1節 基本方針</u> <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</u> <u>同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にか</u>	(2) 企業等の防災対応 <u>且頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続するよう呼びかける。 (例) ・ 安否確認手段の確認 ・ 什器の固定 ・ 落下防止対策の確認 ・ 食料や燃料等の備蓄の確認 ・ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・ 発災時の職員の役割分担の確認 等 <u>(新設)</u>

頁	新	旧
	<u>けての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。</u> <u>このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定める。</u> <u>第2節 具体的取組</u> <u>第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応</u> <u>1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達</u> <u>県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw(モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。</u> <u>町は、庁内、機関内及び防災関係機関に県からの情報を伝達する。</u> <u>【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】</u> <u>日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域又はその周辺で地震が発生</u>	

頁	新	旧
	<u>気象庁において Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）</u> <u>情報発表の条件を満たす先発地震である</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報発表</u> <u>2 町民、企業等へのよびかけ</u> <u>町は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、町民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から 1 週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</u> <u>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</u> <u>3 町民の防災対策</u> <u>日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</u> <u>（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等</u> <u>日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</u>	

頁	新	旧
343	<u>(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な 場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、 危険なところにできるだけ近づかない 等</u> <u>4 企業等の防災対策</u> <u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心と した防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</u> <u>(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確 認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所 等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</u> <u>第2 地震発生後の対応</u> <u>町は、異常な現象が発生した後、実際に後発地震が発生した場合 は、本編に基づき災害対応を行う。</u> 第<u>8</u>章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施 第7 デマやチェーンメールは新たな災害 1 シビアな状況 東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局 が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。 その中で、SNS <u>による</u> 新たな情報伝達手段の有効性が確認さ	第<u>7</u>章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施 第7 デマやチェーンメールは新たな災害 1 シビアな状況 東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局 が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。 その中で、<u>ツイッターや SNS など</u>、新たな情報伝達手段の有

小鹿野町地域防災計画[本編]（最終案） 新旧対照表

頁	新	旧
	れ、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。 （略）	効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。 （略）